

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成20年3月27日

財団法人丹後地域地場産業振興センター

理事長 中山 泰 殿

国土交通省自動車交通局旅客課

新輸送サービス対策室長

平成20年2月27日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象となる。

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

道路運送法第80条第1項に「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。」と規定されておりますが、ここでいう「有償で」とは、自家用自動車の貸渡しの対価として財物を収受することをいい、名目のいかんを問わず、直接たると間接たるとを問わず、また、金銭であると他の財物であるとを問いません。

また、給付、反対給付の間で必ずしも均衡がとれている必要はなく、実費のみを収受する場合であっても「有償で」と判断されます。